

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	市民文化部 市民協働課	
許 認 可 等 名	徳島市昭和コミュニティセンターの施設及び附属施設の利用承諾	
根 拠 法 令	徳島市地区コミュニティセンター条例	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	昭和コミュニティ協議会 (電話 622-0809)	
審 査 基 準	基 準	<p>徳島市地区コミュニティセンター条例 (利用の承諾)</p> <p>第6条 センターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承諾を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承諾に当たって、センターの管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の承諾の制限)</p> <p>第7条 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、利用の承諾をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) その他公益上又は管理上適当でないとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年 3月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 (設定しないものについてはその理由)	総日数 即 日 ~ 5 日 (休日を除く)
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)